

株式交換に関する事前開示書類の変更事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づく変更後の事項の開示)

2022年12月28日
日新製糖株式会社

株式交換に関する事前開示書類の変更事項

日新製糖株式会社
東京都中央区日本橋小網町14番1号
代表取締役CEO 樋口 洋一

日新製糖株式会社（以下「当社」といいます。）は、2022年9月29日付で伊藤忠製糖株式会社（以下「伊藤忠製糖」といいます。）との間で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年1月1日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこととし、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書類」といいます。）を備置しておりますが、今般、その記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

本事前開示書類の内容を、以下のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております。）。

（変更前）

5. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

（1）伊藤忠製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容
（省略）

（2）伊藤忠製糖の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（3）伊藤忠製糖において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
（省略）

（変更後）

5. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

（1）伊藤忠製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容
（省略）

（2）伊藤忠製糖の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
伊藤忠製糖は、2022年12月21日付の取締役会決議により、2022年10月31日を臨時決算日とする臨時計算書類等を承認いたしました。当該臨時決算書類等の内容は別紙4のとおりです。

（3）伊藤忠製糖において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
（省略）

以 上

別紙4 伊藤忠製糖の2022年10月31日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

第51期 臨時計算書類

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 4年 10月 31日

- ・臨時貸借対照表
- ・臨時損益計算書

伊藤忠製糖株式会社

伊藤忠製糖株式会社

臨時貸借対照表

(令和 4年10月31日現在)

(単位:円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,411,735,937	流動負債	3,748,038,946
現金及び預金	2,427,573,837	買掛金	866,366,306
売掛金	1,324,501,292	リース債務	2,332,792
商品及び製品	1,474,040,661	未払金	521,815,354
仕掛品	160,818,060	未払費用	116,425,849
原材料及び貯蔵品	3,596,706,283	未払消費税等	102,613,200
前渡金	207,290,432	預り金	2,000,903,721
前払費用	93,946,258	賞与引当金	120,660,200
未収法人税等	802,276,677	役員賞与引当金	9,560,500
未収配当金	4,297,320,000	デリバティブ負債	7,361,024
その他	27,262,437		
固定資産	7,257,338,896	固定負債	3,019,401,761
有形固定資産	3,220,781,731	リース債務	842,600
建物	479,393,536	繰延税金負債	3,018,559,161
構築物	81,857,989		
機械及び装置	1,125,175,315		
車両運搬具	102,101		
工具器具備品	74,539,888	負債合計	6,767,440,707
土地	1,296,016,142		
リース資産	42,063,974		
建設仮勘定	121,632,786		
無形固定資産	9,147,637		
借地権	1,970,946		
ソフトウェア	5,638,432		
電話加入権	1,538,259		
投資その他の資産	4,027,409,528		
投資有価証券	2,891,494,907		
関係会社株式	711,316,152		
出資金	51,725,000		
長期前払費用	119,545,317		
前払年金費用	241,741,352		
その他	29,761,800		
貸倒引当金	△ 18,175,000		
資産合計	21,669,074,833	純資産合計	14,901,634,126
		負債・純資産合計	21,669,074,833

伊藤忠製糖株式会社

臨時損益計算書

〔 令和 4年 4月 1日から
令和 4年10月31日まで 〕

(単位:円)

売上高		15,163,707,883
売上原価		12,675,800,538
売上総利益		2,487,907,345
販売費及び一般管理費		1,583,935,359
営業利益		903,971,986
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,462,430,321	
その他	63,879,042	5,526,309,363
営業外費用		
支払利息	1,089,046	
デリバティブ損失	73,672,714	
その他	8,586,313	83,348,073
経常利益		6,346,933,276
特別利益		
固定資産売却益	16,500,000	16,500,000
税引前臨時期間純利益		6,363,433,276
法人税、住民税及び事業税	288,922,206	
法人税等調整額	△ 7,266,250	281,655,956
臨時期間純利益		6,081,777,320

(重要な会計方針)

- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ア. 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - イ. 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- 2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
- 3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 4) 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法
主な耐用年数 建物 3年～47年 機械及び装置 10年～13年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- 5) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員賞与の支出に備えるため、臨時会計年度内の支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当臨時会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当臨時会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当臨時決算日において発生していると認められる額を計上しております。なお、当臨時決算日における年金資産が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(20年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌年から費用処理しております。
- 6) 収益及び費用の計上基準
当社は、精製糖の製造販売を主たる事業としており、これらの製品の販売については、製品を需要家に納入することを履行義務として識別しております。原則として顧客に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。
なお、収益は顧客との契約で約束された対価から、特約店への手数料を控除した金額で測定しております。
- 7) ヘッジ会計の処理方法
相場変動が著しい粗糖の仕入等に関し、商品先物取引をヘッジ手段とする繰延ヘッジ処理方法を採用しております。なお、為替予約は振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。
 - ア. ヘッジ方針
「デリバティブ取引管理規程」に基づき、海外粗糖相場、および外国為替の変動リスクに対してヘッジ取引を行っております。
 - イ. ヘッジの有効性の評価方法
ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較する方法によっております。
- 8) グループ通算制度
当社の親会社である伊藤忠商事株式会社が、令和4年度からグループ通算制度を採用したことに伴い、同社の100%子会社である当社も同時にグループ通算制度に加入しております。
なお、2022年9月29日に日新製糖株式会社と締結した経営統合契約及び株式交換契約に基づき、当社は2023年1月1日より伊藤忠商事の通算子会社でなくなるため、当臨時会計年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等については、損益通算の規定を適用せず算定した額を損益に計上しております。

(重要な後発事象)

1) 現物配当

当社は、2022年11月25日開催の臨時株主総会にて、当社が保有する不二製油グループ本社株式について、伊藤忠商事株式会社へ現物配当することを決定しました。

効力発生日 2022/12/27

背景・理由 当社が保有する不二製油グループ本社株式を伊藤忠商事株式会社で継続保有するためであります。

配当財産の総額 602,725,000 円

2) 多額の資金の借入

当社は、2022年11月21日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、金銭消費貸借契約を下記の通り締結しました。

資金の用途 特別配当の資金充当

借入先の名称 伊藤忠商事株式会社

借入金額 4,400,000,000 円

借入日 2022年12月23日

借入利率 固定金利 年:0.4%

返済期限 2023年1月31日

契約締結日 2022年12月7日

3) 子会社への貸付

当社は、2022年11月21日開催の取締役会において、資金の貸付を行うことを決議し、極度貸付契約を下記の通り締結しました。

資金の使途 運転資金

貸付先の名称 第一糖業株式会社

貸付金額 極度額 4,700,000,00 円

貸付日 2022年12月26日

貸付利率 変動金利 基準金利(TIBOR) + スプレッド

返済期限 2023年3月31日

契約締結日 2022年12月1日

独立監査人の監査報告書

2022年12月15日

伊藤忠製糖株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第441条第2項の規定に基づき、伊藤忠製糖株式会社の2022年4月1日から2022年10月31日までの臨時会計年度の臨時計算書類、すなわち、臨時貸借対照表、臨時損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の臨時計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該臨時計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「臨時計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した臨時計算書類を含む開示書類に含まれる情報のうち、臨時計算書類及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

臨時計算書類に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して臨時計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない臨時計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

臨時計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき臨時計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

臨時計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての臨時計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から臨時計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、臨時計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 臨時計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として臨時計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において臨時計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する臨時計算書類の注記事項が適切でない場合は、臨時計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 臨時計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた臨時計算書類の表示、構成及び内容、並びに臨時計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの臨時会計年度に係る臨時計算書類（臨時貸借対照表、臨時損益計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、臨時計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、監査役間において監査の実施状況及び結果について情報の交換を行いました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該臨時会計年度に係る臨時計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年12月15日

伊藤忠製糖株式会社

常勤監査役 今井 秀明

監 査 役 渡部 格

監 査 役 魚住 峰司